

名取市役所内における障害者活躍推進計画	
機関名	名取市長部局
任命権者	名取市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点実雇用率：2.68% （評価方法）毎年任免状況通報（障害者の実雇用率）により把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1．障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者について、宮城労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○令和2年4月までに組織内の人的サポート体制を整備する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2．障害者の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用又は部署異動その他定期的な面談や、定期的に職員から募る自己申告書の活用を通じ、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○障害者からの要望を踏まえ、環境整備を検討する（多目的トイレ、エレベーターは設置済）。 ○障害者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等へ発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
- 障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会としてマルシェの開催といった販売の場の提供を実施する（てて・マルシェ開催実績あり）。
- 地域の障害福祉のシステム作りに関し、中核的な役割を果たすための協議の場として、障害者就労施設等と情報連絡会を実施する（名取市障がい者等地域づくり協議会）。
- 民間事業主における障害者の活躍を促進するため、財政課が行う公共調達において、障害者雇用の有無により民間事業主の評価を加点する。